

八王子市公共建築物等における多摩産材利用推進方針の運用基準

1 目的

この運用基準は、八王子市公共建築物等における多摩産材利用推進方針（以下「方針」という。）の具体的な事項を定めるものとする。

2 多摩産材の利用推進について

(1) 多摩産材を使用するように努める公共建築物

方針4 基本的な事項（1）における公共建築物とは、以下のとおりとする。

- ①庁舎
- ②市営住宅
- ③教育施設
- ④医療・福祉施設
- ⑤文化施設（図書館、博物館、体育館、美術館）
- ⑥その他の公共建築物（公衆用トイレ、屋外展示物屋根）

〈事例写真〉



③（第七中学校／武道場）



③（恩方第二小学校／多目的教室）



(外観)

⑥（公衆トイレ／小仏）



(内部)



⑥（夕やけ小やけふれあいの里／
展示物用屋根）

(2) 多摩産材を使用して木質化を図る建築物の部分

方針4 基本的な事項(1)における公共建築物の木質化する部分は、以下のとおりとする。

①本体(床、壁(腰壁を含む)、天井、階段、建具、外壁、什器備品)

〈事例写真〉



(高尾 599 ミュージアム/外壁)



(八王子城跡ガイド施設)
/内装柱型・梁型



(内部)



(内部)



(まちなか交流施設/腰壁・床)



(高尾山口観光案内所/受付カウンター)



(高尾山口観光案内所/展示棚)

②外構（塀、門扉、標識、舗装）

〈事例写真〉



歩道舗装（東京都 HP より）



案内板（中央区・HP より）

（3）多摩産材を利用するように努める公共工作物

方針4 基本的な事項（2）における公共工作物は、以下のとおりとする。

案内板、柵、植栽支柱

〈事例写真〉



（案内板／駒木野庭園）

（4）多摩産材を利用するように努める備品

方針4 基本的な事項（3）における備品は次の通りとする。

家具

〈事例写真〉



（パソコン台／本庁舎）



（受付カウンター／本庁舎）

3 多摩産材の普及、PRについて

方針5については、公共建築物等に多摩産材を使用した場合は、これを農林課が集約の上、適時ホームページ等にアップし、PRする。

附則

この運用基準は、平成29年11月 2日から施行する。